

2017年10月4日
原産地規則説明資料

EPA・原産地規則の概要



名古屋税関業務部
原産地調査官

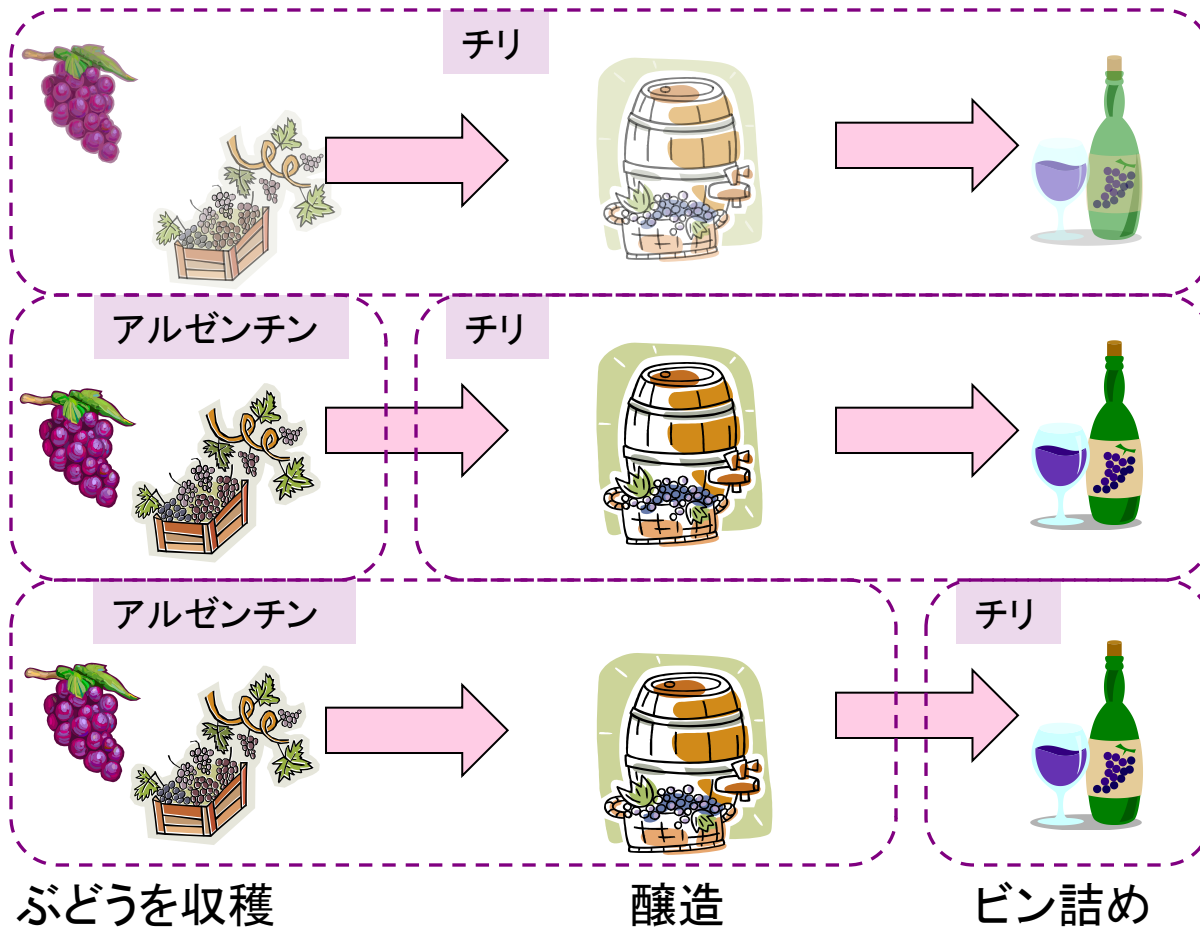
目次

1. 原産地規則の基本
2. 原産地基準
3. 積送基準
4. 手続的規定
5. 事後確認
6. ケーススタディ

1. 原産地規則の基本

特惠税率を適用する相手国の産品とは？

- 原産地規則の必要性 -



チリから輸入されたワイン
といっても、材料や製造工
程に着目するといろいろな
ものがある。

EPAによる特惠税率の
対象となる**相手国の**
ワインとは何か決めて
おく必要がある。

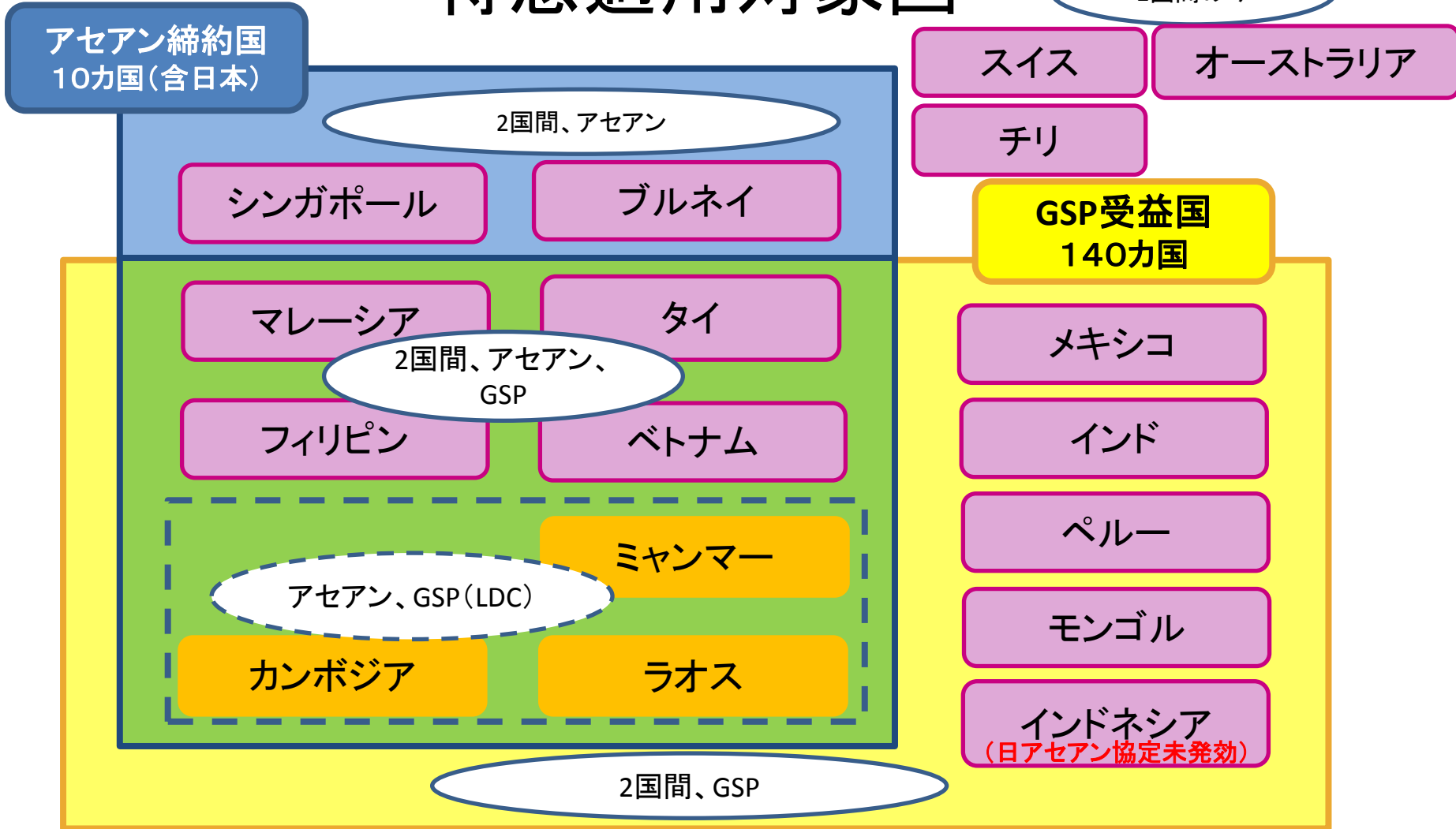
原産地基準を定め、原
産地基準を満たす原産
品のみを特惠税率適
用の対象とする。

特惠税率とは何か？

貨物の輸入の際に適用される、一般の関税率よりも低い関税率のこと

- 一般特惠(GSP: Generalized System of Preferences)税率
開発途上国の原産品に対して、一般の関税率よりも低い関税(一般特惠税率)を適用。
- 経済連携協定(EPA: Economic Partnership Agreement)特惠税率
EPA相手国の原産品に対して、一般の関税率よりも低い関税(EPA特惠税率)を適用。

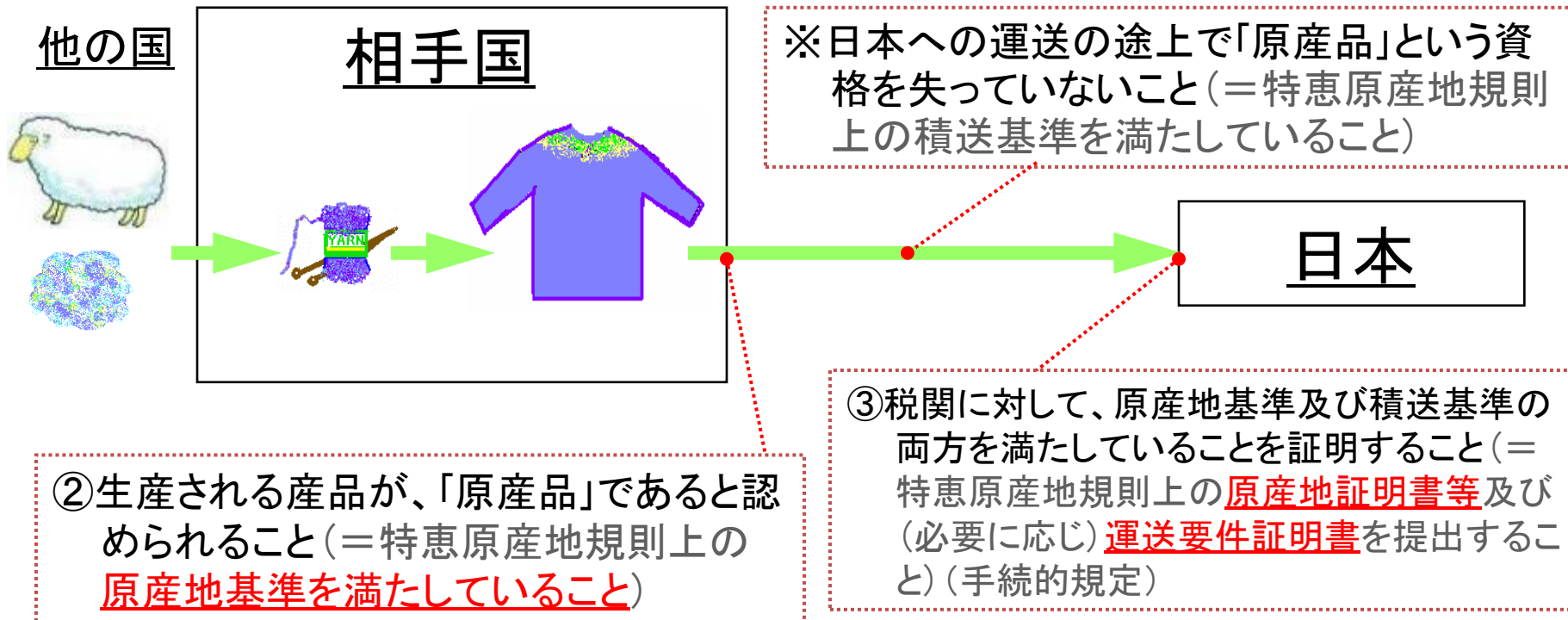
特惠適用対象国



◎EPAとGSPの両方に税率の設定がある場合
 原則: **EPA税率が優先**されGSP税率は適用不可
 例外: **GSP税率の方が**EPA税率より**低い**場合(両方適用可能)
LDCの場合(税率に関係なく**両方適用可能**)
 (関税暫定措置法施行令第25条第2項第6号、第7号)

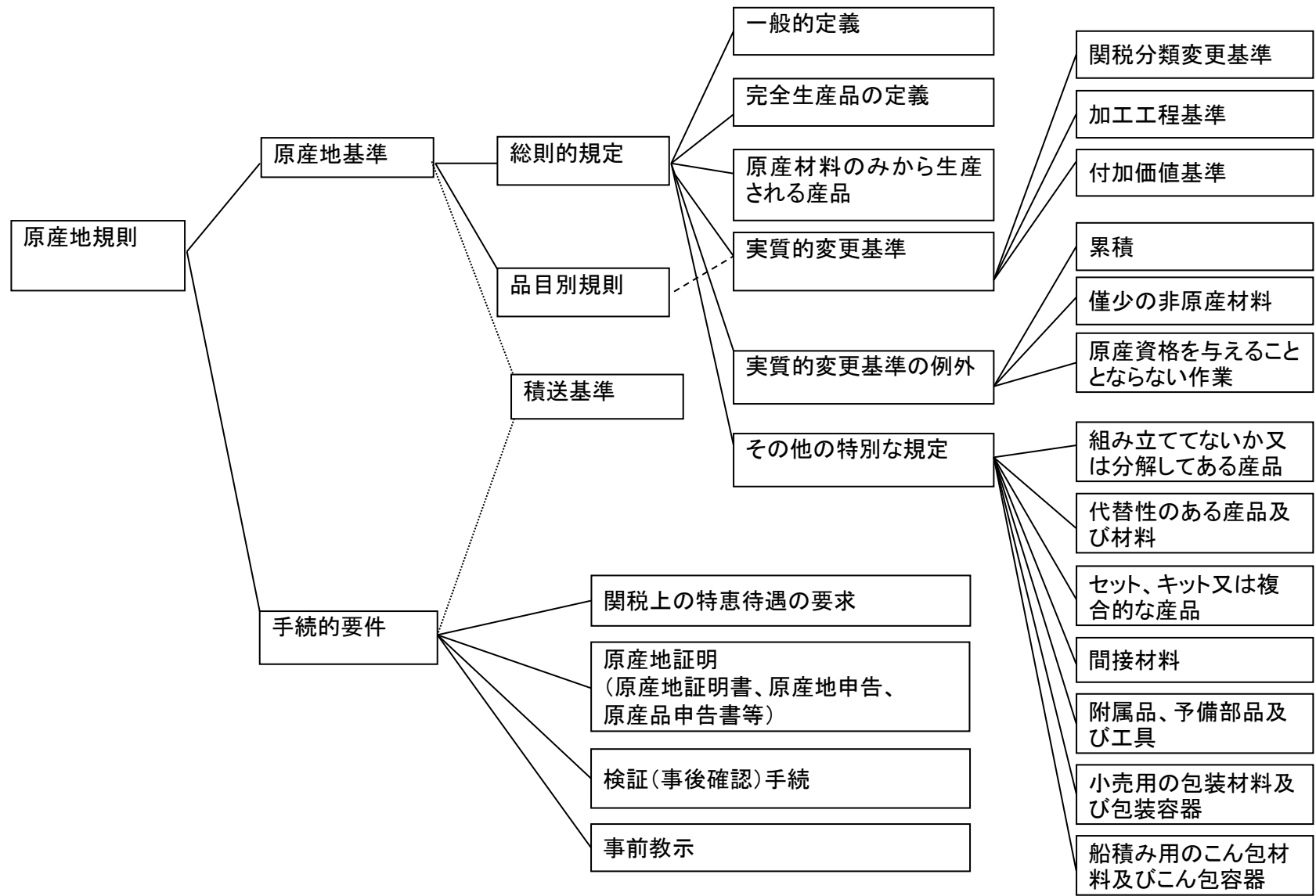
特惠税率適用のための条件

- ① 輸入される製品に関して、**特惠税率が設定**されていること
(EPA:協定の譲許表、一般特惠:暫定措置法別表)



特惠税率適用のためには①②③の全てを満たす必要がある

原産地規則の一般的な構成



2. 原産地基準

(1) 原産品の3類型

(2) 実質的変更基準の種類

(3) 実質的変更基準の例外

原産地基準とは

⇒生産される産品が、「原産品」であると認められること

日タイEPA 第18条 関税の撤廃

- 1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、附属書1の自国の表において関税の撤廃又は引下げの対象として指定した他方の締約国の原産品について、当該表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

日タイEPA 第28条 原産品

この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。

- (a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、2に定めるもの
- (b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品
- (c) 非原産材料をその全部又は一部につき使用して当該締約国において完全に生産される産品であって、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

(1) 原産品の3類型

1. 完全生産品

その「生産」に1カ国のみが関与する(=「生産」が1カ国で完結している) 産品

タイプ1: 農水産品、鉱業品の一次産品

タイプ2: くず、廃棄物やそれらから回収される物品

タイプ3: 完全生産品のみから生産される物品

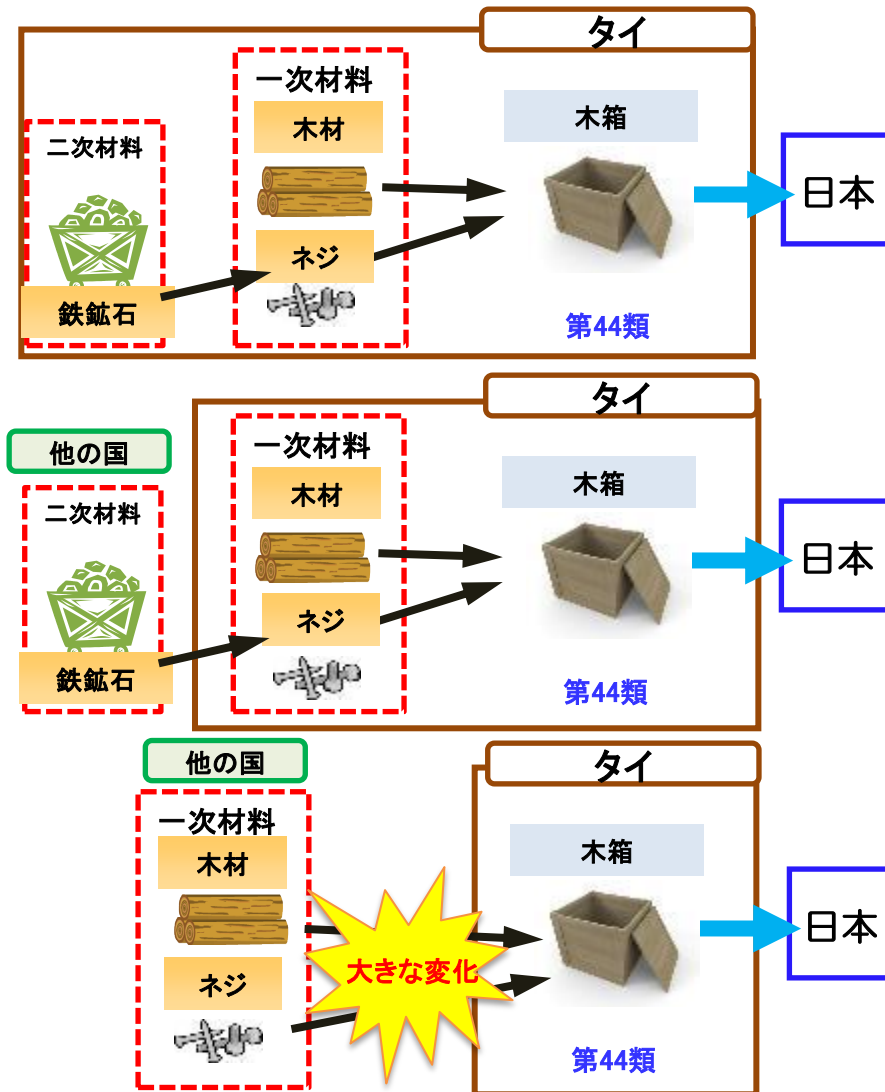
2. 原産材料のみから生産される産品

生産に使用された材料はすべて原産材料であるため、外見上は1カ国*で生産・製造が完結しているように見えるが、実際には他の国の材料(非原産材料)を使用しているもの

(*日アセアンEPAの場合は、1又は2以上の締約国)

3. 実質的変更基準を満たす産品

使用された非原産材料に加工等を加え、「**実質的変更**」(=大きな変化)をもたらしたことにより原産品となるもの



(参考) 2. の概念はEPA(日インドEPA除く)のみであり、GSPでは3. に含まれる。

(2) 実質的変更基準の種類

- ① 関税分類変更基準
- ② 付加価値基準
- ③ 加工工程基準



原産品判断にあたり参照すべき基準は
EPA/品目毎に規定

(2) 実質的変更基準 (品目別規則)

どのEPA特惠税率を適用するか？

①日タイEPA

品目は？

②2901.10

品目別規則は？

当該EPA上の原産品となるか？

を判断する。

③

※最終製品のHSコード

②

①

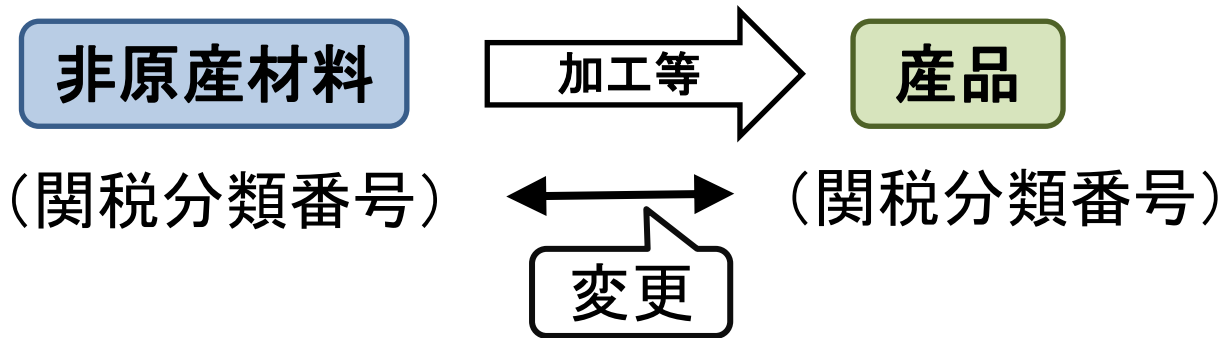
日タイEPA品目別規則(抜粋)

第二九類 有機化学品

二九〇六・一	二九〇五・四三二・二九〇五・四五	二九〇一・一〇二・二九〇五・四二
第二九〇六・一 号の材料からの変更	第二九〇五・四三二号から第二九〇五・四五号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更	第二九〇一・一〇二号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること(第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)	第二九〇五・四三二号から第二九〇五・四五号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更	第二九〇一・一〇二号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第二九〇六・一 号の産品への他の類の材料からの変更(第三三・〇一項の材料が	第二九〇五・四三二号から第二九〇五・四五号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更	第二九〇一・一〇二号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

どれか一つを満たせばよい
|| 優先順位はない(同格ルール)

(2) ① 関税分類変更基準



- すべての非原産材料と産品の関税分類番号に特定の変化があれば、実質的変更があったと考える。
- HS2桁、HS4桁及びHS6桁の変更がある。

HS2桁の変更: ○○の産品への他の類の材料からの変更

CC (Change of Chapter)

HS4桁の変更: ○○の産品への他の項の材料からの変更

CTH (Change of Tariff Heading)

HS6桁の変更: ○○の産品への他の号の材料からの変更

CTSH (Change of Tariff Subheading)

例: 1602.32のHSレベル

HS2桁 = 16類

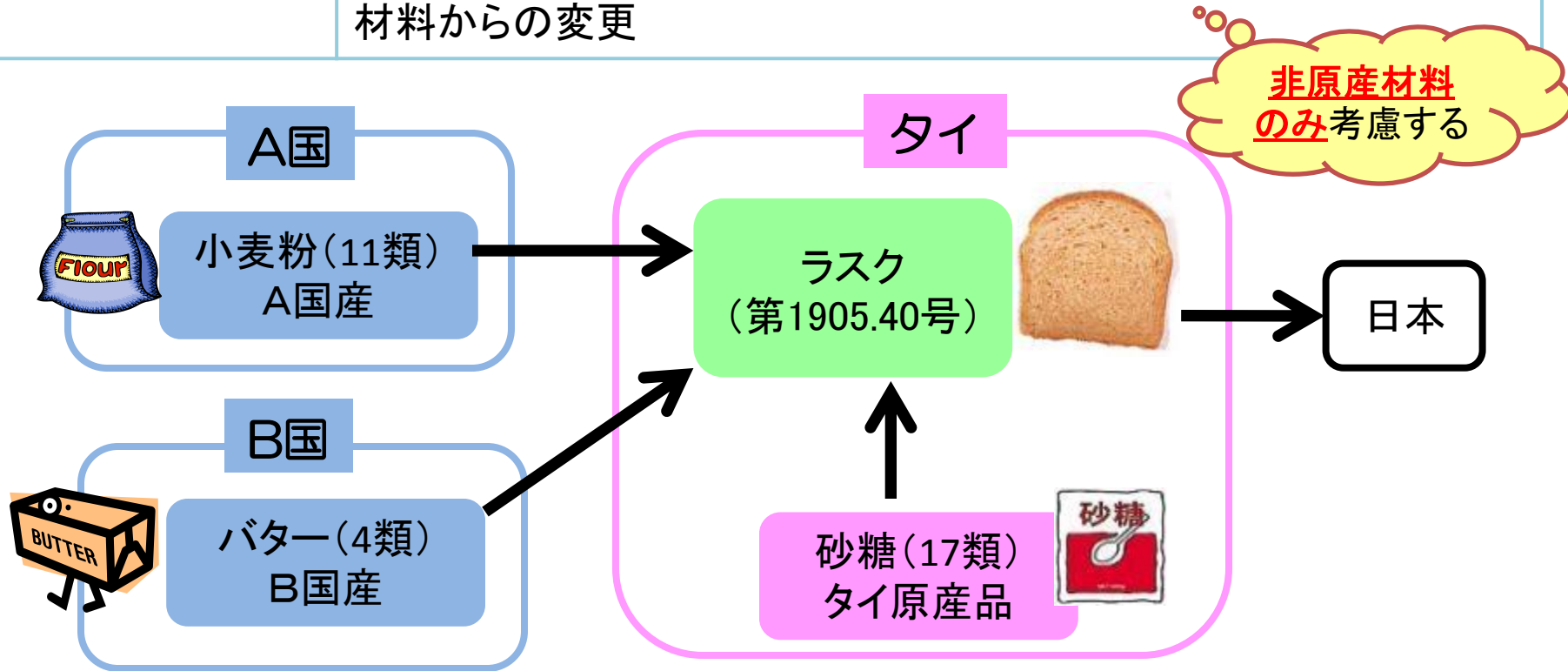
HS4桁 = 16.02項

HS6桁 = 1602.32号

(2) ① 関税分類変更基準

日タイEPA品目別規則 第19類 (穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品)

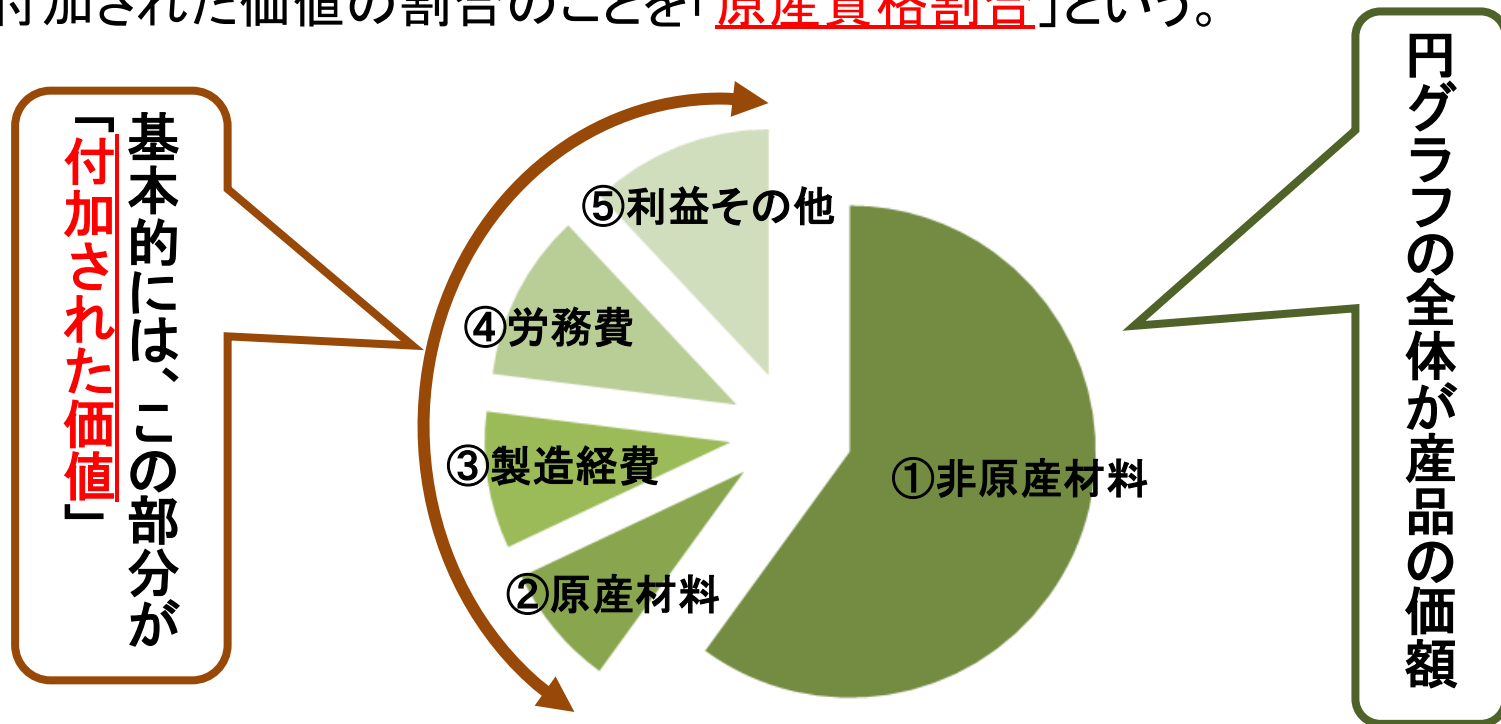
1904.10－1905.40 第1904.10号から第1905.40号までの各号の産品への他の類の材料からの変更



非原産材料である小麦粉、バターともに他の類の材料であることから、品目別規則を満たし、ラスクは日タイEPA上の**タイの原産品**と認められる。

(2) ②付加価値基準

- その国の生産において十分なコスト等が投入され、「大きく価値が付加」された場合、実質的変更があったと考える。
- その国で付加された価値の割合を判断基準として利用。
- 付加された価値の割合のことを「原産資格割合」という。



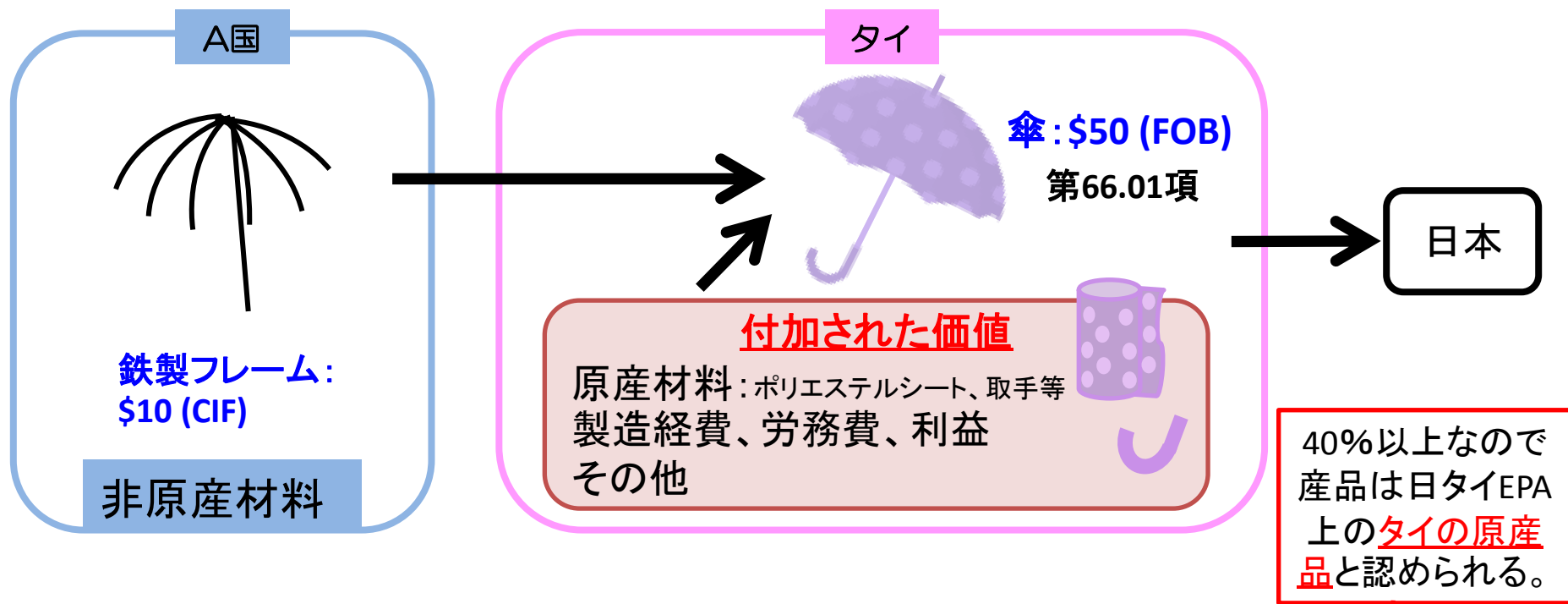
「付加された価値」と製品の価額とを比較して原産資格割合を算出する。

(2)②付加価値基準

日タイEPA 品目別規則 第66類 (傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品)

66.01-66.02

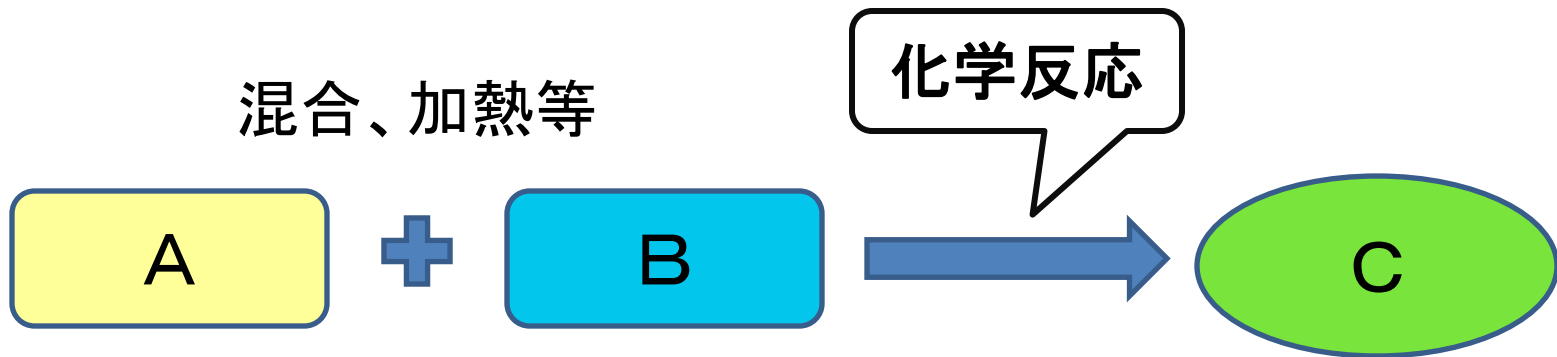
(略)、原産資格割合が40パーセント以上であること。



$$\frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{製品の価額}} \times 100 = \frac{50 - 10}{50} \times 100 = 80\%$$

(2) ③加工工程基準

- 非原産材料にある特定の加工・作業が行われた場合、実質的変更があったと考える。
- 特定の加工・作業の有無で原産品か否かを判断する。

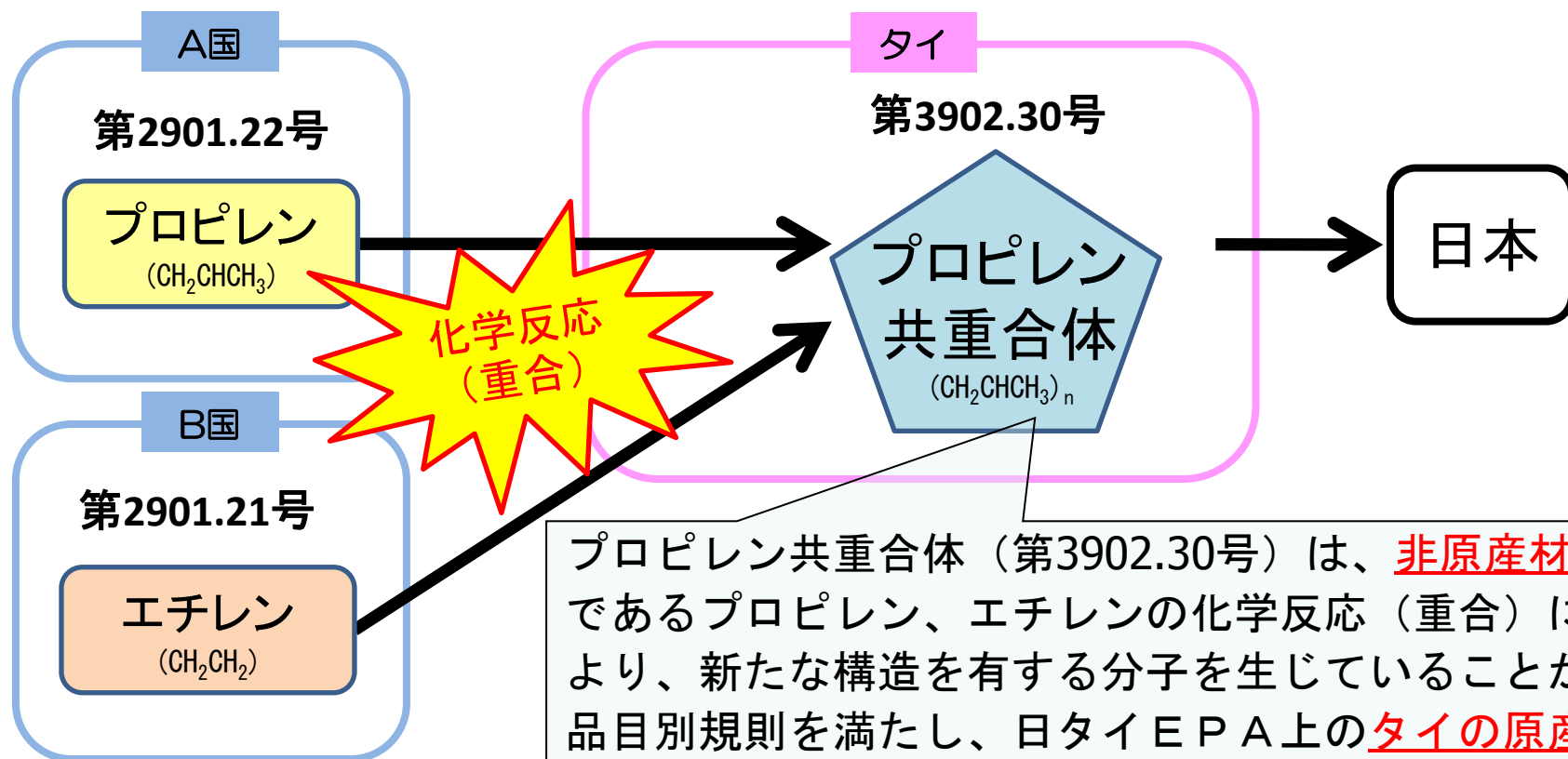


(2) ③加工工程基準

日タイEPA品目別規則 第39類 (プラスチック及びその製品)

39.01
-
39.14

(略)使用される非原産材料についていずれかの締約国において
化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること
(第39.01項から第39.14項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)



プロピレン共重合体 (第3902.30号) は、非原産材料であるプロピレン、エチレンの化学反応 (重合) により、新たな構造を有する分子を生じていることから、品目別規則を満たし、日タイEPA上のタイの原産品と認められる。

一般ルール

品目別規則に規定のない商品は、協定本体に規定された共通するルールを適用する。

	一般特惠	日アセアンEPA 日スイスEPA 日ベトナムEPA	日インドEPA	その他のEPA
一般 ルール	他の項の 材料から の変更	他の <u>項</u> の 材料からの 変更 <u>又は</u> 付加価値 40% 以上	他の <u>号</u> の 材料からの 変更 <u>及び</u> 付加価値 35% 以上	全ての商品に ついて品目別 規則が規定さ れているため 一般ルールは 存在しない

(3) 実質的変更基準の例外

① 累積

② 僅少の非原産材料

(3) ① 累積

相手国の原産品を自国の原産材料とみなすという考え方

日タイEPA 第29条 累積

産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。

日タイEPA品目別規則 第20類(野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品)

2009.11
2009.49

第2009.11号から第2009.49号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
(第8類の材料からの変更を除く。)

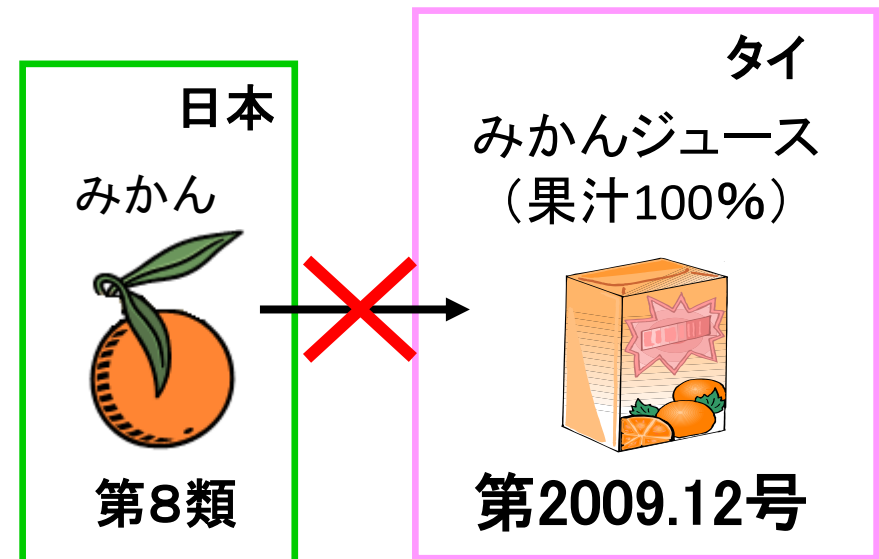
非原産材料のみかん(第8類)が品目別規則を満たしていないことから、産品はタイの原産品とは認められない。

しかし...

みかんが日本の原産品の場合、累積の考え方を適用して、産品は日タイEPA上のタイの原産品と認めることが可能。

タイ原産品の資格を獲得し易いという大きなメリットがある。

※原産地証明書に「ACU」の記載が必要



(3) ② 僅少の非原産材料

基準を満たさない非原産材料があったとしても、それがごく僅かなものなら無視しようという考え方

日タイEPA 第30条 僅少の非原産材料

附属書2に定める品目別規則の適用上、品目別規則において特定の製品について、その価額、重量又は容積による特定の割合が定められ、かつ、当該製品の生産に使用される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、**当該非原産材料が当該製品について適用される規則を満たしているか否かは考慮しない。**

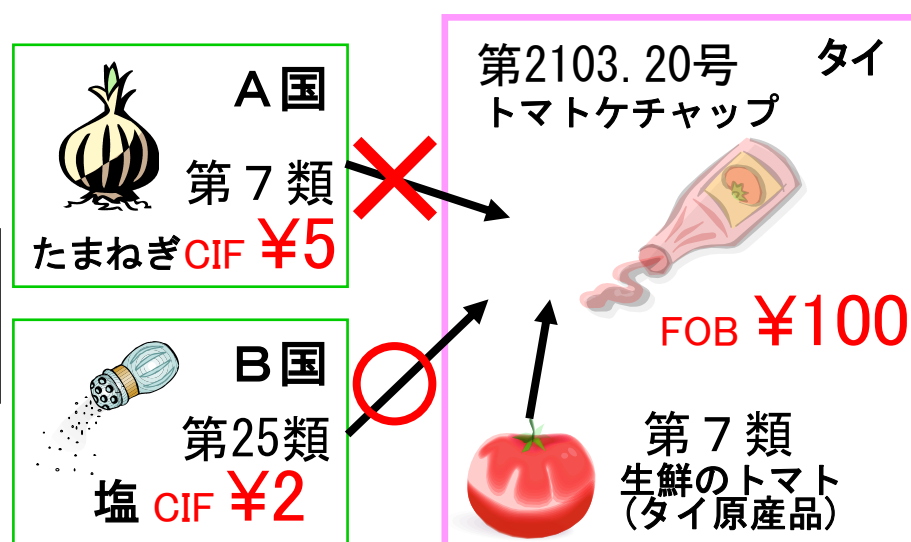
日タイEPA品目別規則 第21類 (各種の調製食料品)

2103.20 第2103.20号の製品への他の類の材料からの変更(第7類又は第20類の材料からの変更を除く。)

非原産材料のたまねぎ **(第7類)** が **品目別規則を満たしていない**ことから、**製品はタイの原産品と認められない。**

たまねぎの価額はトマトケチャップの価額の **5%** ← **日タイEPAの場合、7%以下なら僅少の非原産材料の規定が適用可能**

製品は日タイEPA上の**タイの原産品と認める**ことが可能となる。



※原産地証明書に「**DMI**」の記載が必要

僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表

	第1類	第2類 第3類	第4類～ 第8類	第9類	第10類～ 第14類	第15類	第16類	第17類	第18類	第19類	第20類	第21類	第22類	第23類	第24類
日シンガポール	×										製品のFOB価額の7%以下		×		
日メキシコ	製品の取引価額の10%以下(※)	×	製品の取引価額の10%以下(※)			×	製品の取引価額の10%以下(※)								
日マレーシア 日インドネシア 日ブルネイ 日フィリピン	×														
日チリ	×									製品のFOB価額の7%以下	2008.92: 製品のFOB価額の10%以下 2008.92以外: 製品のFOB価額の7%以下	製品のFOB価額の7%以下	×		
日タイ	×									製品のFOB価額の7%以下					
日アセアン包括	×				製品のFOB価額の10%以下	×	1803.10, 1803.20, 1805.00: 製品のFOB価額の10%以下 その他: ×	製品のFOB価額の10%以下	2103.90: 製品のFOB価額の7%以下 その他: ×	製品のFOB価額の10%以下	×				
日スイス	製品の工場渡し価額の7%以下														
日ベトナム	×	0901.21, 0901.22: 製品のFOB価額の10%以下 その他: ×		×	製品のFOB価額の10%以下	×	1803.10, 1803.20, 1805.00: 製品のFOB価額の10%以下 その他: ×	製品のFOB価額の10%以下	2103.90: 製品のFOB価額の7%以下 その他: ×	製品のFOB価額の10%以下	×				
日インド	×					製品のFOB価額の7%以下	1604.20, 1605.20, 1605.90: × その他: 製品のFOB価額の7%以下	製品のFOB価額の7%以下			2101.11, 2101.20, 2106.10, 2106.90: × その他: 製品のFOB価額の7%以下	2207.10, 2207.20: × その他: 製品のFOB価額の7%以下	製品のFOB価額の7%以下		
日ペルー	製品のFOB価額の10%以下(※)	×	製品のFOB価額の10%以下(※)			×	製品のFOB価額の10%以下(※)								
日オーストラリア	製品のFOB価額の10%以下(※)														
日モンゴル	製品のFOB価額の10%以下(※)														

※適用にあたっては条件が設定されているため、協定の関係する条文及び品目別規則を確認のこと

僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表

	第25類	第26類 第27類	第28類	第29類	第30類~ 第34類	第35類	第36類 第37類	第38類	第39類~ 第45類	第46類	第47類~ 第49類	第50類	第51類	第52類	第53類	第54類~ 第63類	第64類~ 第97類			
日シンガポール	×		製品のFOB価額の10%以下										製品の重量の7%以下			製品のFOB価額の10%以下				
日メキシコ	製品の取引価額の10%以下(※)		製品の取引価額の10%以下										関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸の総重量が当該材料の総重量の7%以下である場合(※)			製品の取引価額の10%以下				
日マレーシア 日インドネシア 日ブルネイ 日フィリピン	×		製品のFOB価額の10%以下										製品の重量の7%以下			製品のFOB価額の10%以下				
日チリ	×		製品のFOB価額の10%以下										製品の重量の7%以下			製品のFOB価額の10%以下				
日タイ	×		製品のFOB価額の10%以下										製品の重量の10%以下			製品のFOB価額の10%以下				
日アセアン包括	×		製品のFOB価額の10%以下										製品の重量の10%以下			製品のFOB価額の10%以下				
日スイス	製品の工場渡し価額の10%以下(※)																製品の重量の7%以下			製品の工場渡し価額の10%以下
日ベトナム	×		製品のFOB価額の10%以下										製品の重量の10%以下			製品のFOB価額の10%以下				
日インド	2501.00: 製品のFOB価額の7%以下	×	製品のFOB価額の10%以下	2906.11, 2918.14, 2918.15, 2940.00: 製品のFOB価額の7%以下	製品のFOB価額の10%以下	3505.10, 3505.20: 製品のFOB価額の7%以下	製品のFOB価額の10%以下	3809.10, 3824.60: 製品のFOB価額の7%以下	製品のFOB価額の10%以下	4601.29, 4601.94, 4602.19: ×	製品のFOB価額の10%以下	5001.00, 5003.00: ×	51.02, 51.03: ×	52.01~ 52.03: ×	53.01, 53.02: ×	製品の重量の7%以下	製品のFOB価額の10%以下			
その他:×	2905.44:×			3502.11, 3502.19:×		その他:製品のFOB価額の10%以下		その他:製品のFOB価額の10%以下		その他:製品のFOB価額の10%以下		その他:製品の重量の7%以下								
	その他:製品のFOB価額の10%以下																			
日ペルー	製品のFOB価額の10%以下																製品の重量の10%以下			製品のFOB価額の10%以下
日オーストラリア	製品のFOB価額の10%以下																製品の重量の10%以下			製品のFOB価額の10%以下
日モンゴル	製品のFOB価額の10%以下																製品の重量の10%以下			製品のFOB価額の10%以下

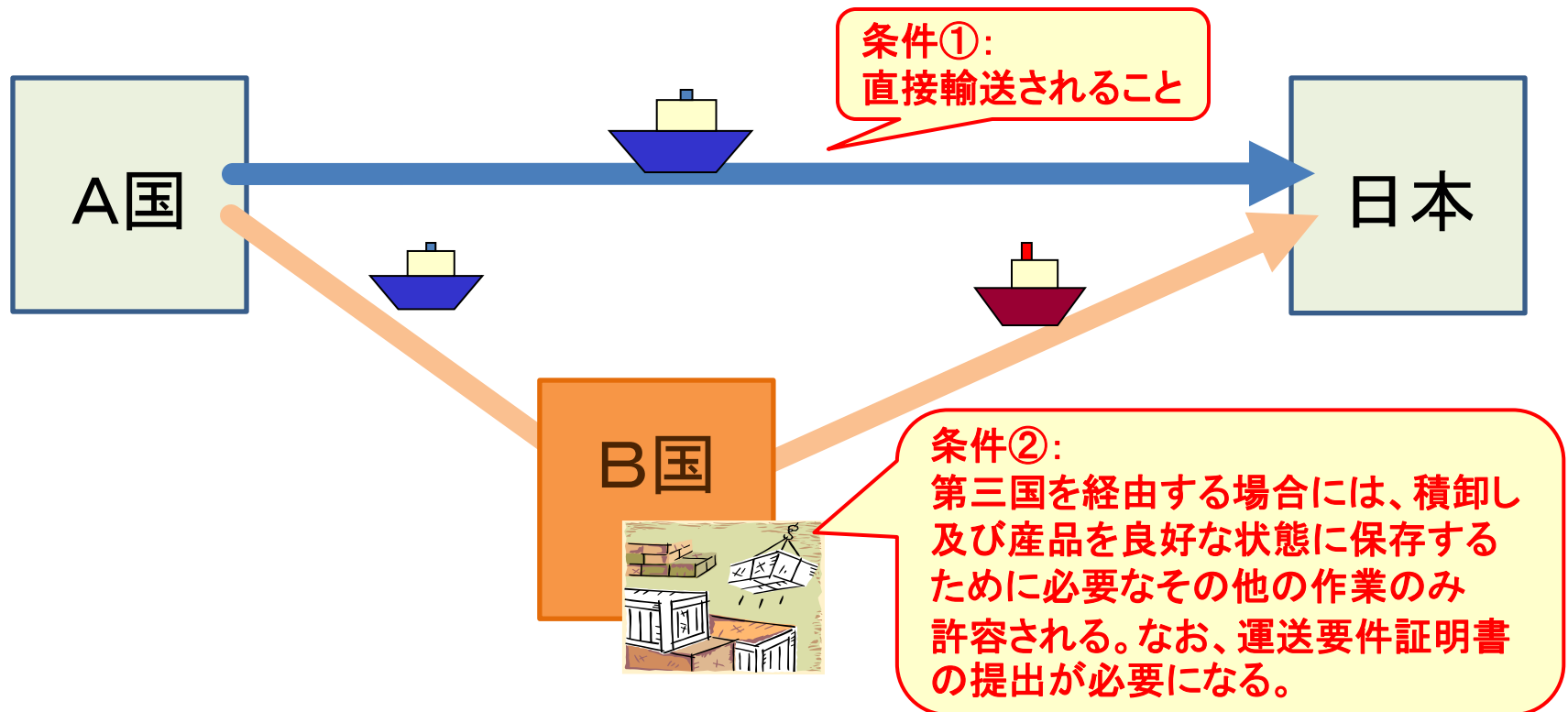
※適用にあたっては条件が設定されているため、協定の関係する条文及び品目別規則を確認のこと

3. 積送基準

積送基準とは

⇒日本への運送の途上で「原産品」という資格を失っていないこと

以下のいずれかの条件を満たす場合、商品は原産品としての資格を保持する。



4. 手續的規定

手続的規定とは

⇒原産地基準及び積送基準を満たしていることを
税関に証明すること

◆注意すべきポイント

- ◆原産地基準を満たしていることの証明
- ◆積送基準を満たしていることの証明
- ◆証明書類の提出時期等

◆ 原産地基準を満たしていることの証明

① 第三者証明制度に基づく原産地証明書

- 商工会議所等の公的機関が証明する原産地証明書
([全てのEPA](#)で採用)

② 自己申告制度に基づく原産品申告書等

- 輸入者等が自ら作成した輸入貨物が原産品である旨の申告書等
([日オーストラリアEPA](#)で①と共に採用)

③ 認定輸出者による原産地申告

- 輸出国の政府が認定した者のみ自己証明が可能
([日スイスEPA、日ペルーEPA、改正日メキシコEPA](#)で①と共に採用)

日タイEPAの場合

① 第三者証明制度



ORIGINAL

タイ発給の日タイEPA原産地証明書

1. Goods consigned from (Consignor's business name, address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 CENTER BLD. WATKET A,MUANG CHIANGMAI THAILAND		Reference No. 0000-00 AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA THAILAND Issued in..... (country)			
2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-7-11 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN		4. For other use "ISSUED RETROACTIVELY, date of shipment is 12/1/2011"			
3. Means of transport and route (as far as known) FROM CHIANGMAI THAILAND TO TOKYO JAPAN BY SEA ON BOARD DATE : January 12, 2011 VESSEL : ZEIKANMARU					
5. Item number	6. Marks and numbers of packages	7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)	8. Origin criterion (see Notes Overleaf)	9. Gross weight or other quantity	10. Number and date of invoice
1.	NO MARK	1,000CTNS TOMATO KETCHUP HS CODE:2103.20 "DMI"	"PS"	20,000 kg	ZP001 January 19,2011
11. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct, that all the goods were produced in THAILAND and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership for goods exported to JAPAN CHIANGMAI January 19, 2011 輸出者署名		12. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. 登録印影 CHIANGMAI 登録署名 January 19, 2011			

- ① 真正性に係る項目
 - 様式
 - 印影・署名
 - 有効期間・遡及発給の記載
 - 修正・再発給の記載 等
- ② 同一性に係る項目
 - 品名、数量等
 - インボイス番号、輸出入者名
 - 特別な品目・説明の記載 等
- ③ 原産性に係る項目
 - HS番号
 - 特惠基準 等

原産地証明書に記載される原産地基準の記号

協定名		アセアン包括	インド	インドネシア	オーストラリア	タイ	チリ	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	ペルー	マレーシア	メキシコ	モンゴル	一般特惠	
完全生産品		WO	A	A	WO	WO	A	A	A	WO	(a)	A	A	A	P	
原産材料からなる産品		PE	B	B	PE	PE	B	B	B	PE	(b)	B	B	B	W+HS4桁	
実質的変更基準を満たす産品	一般ルールを満たす産品	HSコード4桁変更	CTH	B※1	—	—	—	—	—	CTH	—	—	—	—	W+HS4桁	
		付加価値基準	RVC	B	—	—	—	—	—	LVC	—	—	—	—	—	
	品目別規則を満たす産品	関税分類変更基準	CTC	B	C	PSR	PS	C	C	C	CTC	(c)	C	C	C	W+HS4桁
		付加価値基準	RVC	B	C	PSR	PS	C	C	C	LVC	(c)	C	C	C	W+HS4桁
		加工工程基準	SP	B	C	PSR	PS	C	C	C	SP	(c)	C	C	C	W+HS4桁
その他 (D:各協定の条文を満たす産品、TPL:繊維製品に係る「適性証明書」が必要)		—	—	—	—	—	D	—	—	—	—	—	D TPL	—	—	
適用する場合記載	累積	ACU	ACU	ACU	—※2	ACU	ACU	ACU	ACU	ACU	—	ACU	ACU	ACU	—	
	僅少の非原産材料	DMI	DMI	DMI	—※2	DMI	DMI	DMI	DMI	DMI	—	DMI	DMI	DMI	—	
	代替性のある産品及び材料	—	FGM	FGM	—※2	—	FGM	FGM	FGM	IIM	—	FGM	FGM	—	—	

※1 日インドEPAの一般ルールはHS6桁変更 ※2 記載は必要だが、記号は定められていない

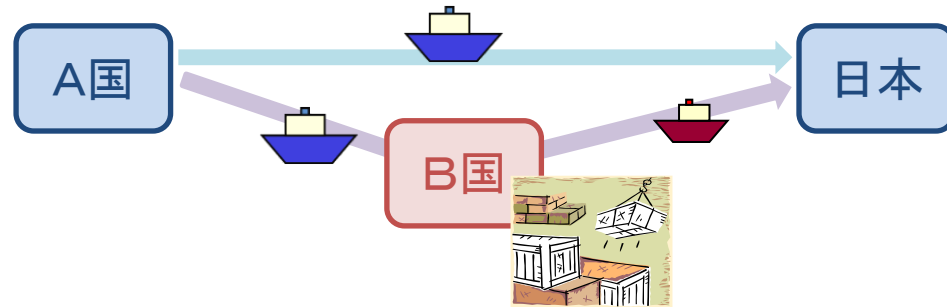
(注) 日シンガポールEPA、日スイスEPAの各原産地証明書には記載されない。

◆積送基準を満たしていることの証明

☆直接運送 ⇒ 運送要件証明書の提出は不要

☆第三国経由 ⇒ 運送要件証明書の提出が**必要**

貨物について、積替え、
一時蔵置若しくは博覧会
等への出品のための経由



☆運送要件証明書：

- ①通し船荷証券の写し
- ②積替国の税関、官公署が発給した証明書
- ③税関長が適当と認めるもの

◆ 証明書類の提出時期等

原則


- ・ 原産地証明書等（原産地証明書、原産品申告書等、原産地申告）
- ・ 運送要件証明書

を **輸入申告時** に提出すること

（EPA: 関税法施行令第61条第4項及び第8項）

（GSP: 関税暫定措置法施行令第28条及び第31条第3項）

例外

【提出免除】  提出を免除するのみ。実際に規則を満たしていることは必要！

- ・ 課税価格の総額が **20万円以下** の貨物
- ・ 税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた物品
（GSPのみ物品の指定あり）

【提出猶予】

下記のいずれかの場合、原則として2か月以内で適当な期間、原産地証明書等の提出猶予の取扱いが可能

- － 災害その他やむを得ない理由がある場合
- － 許可前引取（BP）を行なう場合

（EPA: 関税法基本通達68-5-15, 16）

（GSP: 関税暫定措置法基本通達8の2-7, 9）

【有効期限】

- ・ 原産地証明書: 発給日から1年間
- ・ 原産品申告書: 作成日から1年間
- ・ 原産地申告 : 作成日から1年間

（関税法施行令第61条第5項）

原産地規則について 特に留意をお願いしたい事項

原産地証明書等があれば、万事OKではない
– 実際に原産地基準・積送基準を満たす必要がある。

【非原産材料を使っていた場合】

税関HPに掲載

- 最終製品のHS番号の品目別規則を確認
- 使用材料のHS番号、原産国、価格、製造工程等を確認

5. 事後確認

事後確認とは、
輸入国税関が、相手国から輸入される産品が
原産品であるか否かを確認するための手続をいう。

- ✓原産品であることに疑義がある場合には、相手国に照会できる。
- ✓要件を満たさない場合、提供された情報が原産品であることを証明するために十分ではない場合には、否認できる。

我が国で発効している全てのEPAにおいて規定

事後確認に関する国内法令（抜粋）

関税暫定措置法第12条の2 第1項

次に掲げる方法によりその確認をすることができる。

第1号 対 輸入者：資料の提供の求め

第2号 対 協定締約国の権限ある当局、税関当局、輸出者若しくは生産者：貨物について質問、資料の提供の求め

第3号 輸出者又は生産者の事務所等での書類その他の物件の調査

第4号 協定締約国の権限ある当局が行う輸出者又は生産者の事務所等での検査への立ち会い、検査において収集した資料の提供の求め

第5号 その他当該経済連携協定に定める方法

【参考】

関税法第105条第1項第6号に基づく検査、資料の求め等（対 輸入者）



輸入通関をよりスムーズに行い、一層の正確性を期すため、
原産地認定 についての

「文書による事前教示」 をご利用ください！

「文書による事前教示」とは、

輸入を予定している貨物の原産地を税関に文書で照会し、文書で回答を受け
ることができる制度で、

- 事前に一般特惠税率や経済連携協定税率の適用が可能か知ることができる
- 輸入申告時に回答書を添付することにより、原産地の認定がスムーズに行われ、貨物の引取りが早くなる
- 回答内容は、照会された商品の輸入通関審査に際し、3年間尊重されるなどのメリットがあります。

◎ 《 文書による事前教示照会書の様式の入手方法 》

- ・税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からダウンロードできます。
- ・トップページのピックアップ中「 税関手続きの案内 税関様式及び記載要領」
→「関税法関係[C]」で様式の一覧表が表示されます。
- 原産地については、事前教示に関する照会書(原産地照会用) (C-1000-2)」

◎ 《 具体的な手続等に関しては、関税法基本通達7-17、7-18、7-19-2をご参照ください。 》

- ・税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からご覧になれます。

ご不明の点があれば・・・

- ご質問・ご不明の点等がありましたら、お近くの税関又は貨物を輸入申告する税関の原産地規則担当部門(下記参照)にご照会下さい。

税関事前教示メールアドレス、連絡先、FAX番号一覧

税関	メールアドレス	電話番号	FAX番号
東京税関	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp	03-3599-6527	03-3599-6429
横浜税関	yok-gensanchi@customs.go.jp	045-212-6174	045-201-7291
神戸税関	kobe-gensan@customs.go.jp	078-333-3097	078-333-3187
大阪税関	osaka-gensanchi@customs.go.jp	06-6576-3196	06-6576-0362
名古屋税関	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp	052-654-4205	052-654-4184
清水税関支署	nagoya-shimizu-tsukan@customs.go.jp	054-352-6114	054-352-6136
門司税関	moji-gyomu@customs.go.jp	050-3530-8369	093-332-8397
長崎税関	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp	095-828-8801	095-827-0580
函館税関	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp	0138-40-4255	0138-45-8872
沖縄地区税関	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp	098-943-7830	098-863-0390

上記の各税関原産地規則担当部門においては、原産地に係る文書による事前教示も受け付けておりますので、お気軽にご相談下さい。